

藤沢市教育委員会 3 月定例会会議録

日 時 2020 年（令和 2 年）3 月 18 日（水）
午後 5 時 00 分
場 所 市役所本庁舎 3 階 3－3 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 題
 - (1) 教育長職務代理者の指名について
- 5 議 事
 - (1) 議案第 43 号 藤沢市教育振興基本計画の改定について
 - (2) 議案第 44 号 新たな市指定重要文化財の指定について
 - (3) 議案第 45 号 藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の制定について
 - (4) 議案第 46 号 藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について
 - (5) 議案第 47 号 藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
 - (6) 議案第 48 号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
 - (7) 議案第 49 号 藤沢市奨学金給付規則の一部改正について
- 6 その他
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
- 7 閉 会

出席委員

1番 平 岩 多恵子
2番 大 津 邦 彦
3番 飯 島 広 美
4番 木 原 明 子
5番 市 村 杏 奈

出席事務局職員

教育部長	松 原 保	生涯学習部長	神 原 勇 人
教育次長	須 田 泉	生涯学習部参事	齋 藤 拓 也
教育部参事	佐 藤 繁	郷土歴史課長	横 田 淳 一
教育指導課長	窪 島 義 浩	総合市民図書館長	市 川 雅 之
学務保健課長	近 尚 昭	学校施設課長	山 口 秀 俊
学校給食課長	新 井 弘 行	教育総務課主幹	須 藤 和 久
教育指導課主幹	坪 谷 麻 貴	郷土歴史課課長補佐	田 村 敏 雄
教育総務課指導主事	繁 里 洋 子	郷土歴史課学芸員	荒 井 秀 規
書 記	鈴 木 憲 二 郎		

平岩教育長 ただいまから藤沢市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、2 番・大津委員、3 番・飯島委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、2 番・大津委員、3 番・飯島委員にお願いしたいと思います

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、このとおりに了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 これより議題に入ります。

(1) 教育長職務代理者の指名についてを審議いたします。

この議題につきましては、大津現教育長職務代理者の任期が 2020 年 3 月 31 日をもって満了となることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 2 項の規定により、2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの間の藤沢市教育委員会教育長職務代理者を指名するものです。

教育長職務代理者について、私から指名させていただきます。経験も豊かで、幅広い見識を有しておられます木原委員にお願いいたします。任期は 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの 1 年間となります。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、この議題については、これで終了いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 議事に入ります。

(1) 議案第 43 号 藤沢市教育振興基本計画の改定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事 それでは、議案第 43 号藤沢市教育振興基本計画の改定について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき定めた本市の教育振興のための施策に関する基本計画を改定する必要に

よるものです。(資料参照)

1 これまでの経過

本計画につきましては、現計画の計画期間が2020年(令和2年)3月に終了することから、今後の教育施策の方向性を見据え、改定作業を進めてまいりました。改定にあたりましては、第3期藤沢市教育振興基本計画策定委員会に諮問し、8月にその答申を受け、教育委員会の皆様にはご報告をさせていただいているところです。その後、9月市議会定例会において中間報告を行い、9月19日からパブリックコメントを実施し、寄せられたご意見を踏まえて素案を修正するとともに、本計画を推進するための実施事業を位置づけ、藤沢市教育振興基本計画の改定案を作成いたしました。このたび、2月市議会定例会において最終報告を行いましたので、本教育委員会定例会に議案として上程し、計画を改定するものです。

2 パブリックコメントの実施結果

提出人数は32人、意見総数は70件となっております。意見等の反映状況につきましては、計画に反映させたものが2件、その他のご意見につきましては、計画にすべて考えが含まれているものや、計画に位置づける事業の中で取り組みの参考とさせていただいているものです。計画に反映させた意見につきましては、記載のとおりです。また、多くいただいたご意見につきましては、記載のとおりでありまして、これらのご意見を参考に一部記述を加筆・修正するとともに、教育委員会の考え方を市のホームページ等で公表いたしました。

3 藤沢市教育振興基本計画(案)について (別冊資料参照)

1 基本構想につきましては、5月の教育委員会定例会でお諮りいたしましたとおり、「基本理念 未来を拓く「学びの環」ふじさわ」及び3つの目標につきましては、藤沢市の教育施策を推進するにあたって基本となるものであり、「藤沢教育大綱」と本計画と関連する計画との整合性が図られていることから検証いたします。

基本方針及び施策の柱につきましては、第2期計画における課題及び社会情勢の変化を踏まえて見直しました。

2 基本方針ごとの実施事業については、第2期の計画では115あった事業のうち、終了した事業や再掲事業を整理し、新たに計画に位置づけた11事業を含む合計100事業といたしました。実施事業につきましては記載のとおりです。

32ページから66ページにかけて事業ごとに、事業目的、事業内容、今後の方向性を記載しております。以上が実施事業についての説明です。

71ページからは計画改定に関する参考資料を掲載しており、74ページ

能労務職員の服務規程の一部改正について、及び（５）議案第 47 号藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正につきましては、関連した議案であることから一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事 議案第 45 号、議案第 46 号及び議案第 47 号につきまして、一括してご説明いたします。これら 3 議案につきましては、いずれも地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和 2 年 4 月 1 日に施行され、会計年度任用職員制度が始まり、これまで非常勤職員であった職が会計年度任用職員に移行するため必要な規程の整備を行う必要によるものです。それでは、それぞれの議案につきましてご説明いたします。

議案第 45 号についてご説明いたします。（議案書参照）

この議案を提出いたしましたのは、これまで非常勤職員であった職が会計年度任用職員に移行するにあたり、新たな職種等を定めるため規程の整備を行う必要によるものです。第 2 条では職員は事務職員、技術職員及び技能労務職員とし、第 3 条にてそれぞれの職務の区分ごとに職種名を掲げております。

続きまして、議案第 46 号についてご説明いたします。（議案書参照）

この議案を提出いたしましたのは、新たに会計年度任用職員となる技能労務職員の服務規程の整備を行う必要によるものです。12 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条につきまして、新たに会計年度任用職員の職種について定義を追加させていただくとともに、第 5 条第 2 項につきまして、新たに会計年度任用職員となる調理業務員及び調理補助員についての条文を追加するものです。

続きまして、議案第 47 号についてご説明いたします。（議案書参照）

この議案を提出いたしましたのは、会計年度任用職員に移行する職種、所属並びに勤務地に応じた勤務時間等の割振りを行うことができるよう規程の整備を行う必要によるものです。24 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条では、新たに地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員についての記載をするとともに、議案書 27 ページから 31 ページまでのとおり、新たに会計年度任用職員の職種、対象の範囲、勤務時間の割振り、休憩時間等の表を「別表第 4」として新たに設けるものです。

それでは、各議案書を読み上げます。（議案書朗読）

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 45 号、46 号、47 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、議案第 45 号藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の制定について、議案第 46 号藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について、及び議案第 47 号藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長 続きまして、(6) 議案第 48 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事 議案第 48 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、教育委員会事務局組織等について定めている規則について、次年度に向け教育委員会における事務の決裁事項及び公印の取扱いに関する規定を整備する必要によるものです。それでは、改正の内容につきまして、議案書 34 ページの新旧対照表にてご説明いたします。下線部分が改正する箇所です。本規則第 9 条において、別表第 2 のとおり、固有事務決裁表を定めておりますが、教育指導課における事務の種類、学校教育指導の決裁事項の教員の研修・研究につきまして、次年度から当該業務を教育文化センターにて一括して行うこととするため、学校教育指導課からは削除するものです。なお、教育文化センターの決裁事項には同種の決裁事項が既に設けられているため、決裁事項の追加は行わないものです。

次に、学務保健課における事務の種類、県費負担教職員の人事管理の決裁事項では、臨時的任用職員の箇所につきましては、現行の臨時的職員から正式名称であります「臨時的任用職員」に文言を整理するものです。

次に、市費講師の人事管理につきましては、次年度から会計年度任用職員に移行することに伴い、主として市長部局が行う業務となることから、削除するものです。

39 ページ、本規則第 13 条の 2 において、別表第 3 のとおり、公印に関する事項を定めておりますが、このうち「藤沢市総合市民図書館長之印」について、南市民図書館に勤務する職員の職を置かないこととなることから、南市民図書館における館主者である「総合市民図書館主幹」を削除するとともに、総合市民図書館における必要数を精査し、必要数 1 つとするものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 48 号につきまして、ご意見・ご

質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、議案第 48 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長 続きまして、(7) 議案第 49 号藤沢市奨学金給付規則の一部改正についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

佐藤教育部参事 議案第 49 号藤沢市奨学金給付規則の一部改正につきまして、ご説明いたします。(議案書参照)

この規則を提出いたしましたのは、「大学等における就学の支援に関する法律(令和元年)法律」第 8 号が施行されることに伴い、給付上限額の改定や授業料等の減免を受けた場合の届出、他の給付型奨学金との併給を可能にする等、規定の整備を行う必要によるものです。内容等については、41 ページに添付してありますので、ご参照ご覧ください。なお、この規則の改正の施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日からとするものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 49 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、議案第 49 号藤沢市奨学金給付規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、その他に入ります。

新型コロナウイルス感染症の対応について、教育部及び生涯学習部の説明を求めます。

松原教育部長 それでは、3 月 2 日に開催いたしました教育委員会 3 月臨時会以降の学校における新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、ご報告をいたします。(議案書参照)

国や県からの全国一斉の臨時休業の通知を踏まえ、現在、本市立学校におきましては、資料の 1 に記載のとおり、臨時休校を行っているところでございます。臨時休校中の主な対応といたしましては、2 に記載してございますのでご覧ください。(1) 臨時休校中の特別な対応といたしまして、登校日、卒業式、修了式の 3 点を定めておりますが、3 月 5 日に行いまし

た小・中学校の登校日につきましては、一斉休校の趣旨、休校期間中の学習や生活等について、児童生徒に丁寧に説明したとともに、保護者に対しても文書を作成して理解と協力を求めています。

卒業式につきましては、来賓の参列を見合わせ、保護者についても人数を制限し、式典内容も削減するなど、規模や時間を縮小して、本日までに中学校及び白浜養護学校については終えておりました、明日の小学校は開催する予定でございます。これまでに開催した中学校、白浜養護学校では、混乱もなく、落ち着いた雰囲気で開催されております。

3月25日に予定をしております修了式につきましては、放送により実施するなど、形態を従来とは変えて実施いたしますが、離任式につきましては、基本的には実施せずに、放送により離任者の紹介程度にとどめる対応を考えております。

(2) 特別支援学校・特別支援学級児童生徒の対応についてでございますが、障がいのある児童生徒につきましては、「検温等の健康確認ができていない」こと、「保護者が仕事を休めず、かつ事業者等での預かりが難しく」、また「自宅において一人で過ごせない」児童生徒を対象に、学校を居場所として開設しておりますが、学校格差はあるものの白浜養護学校で1日平均3～4名程度、各支援学級では1～3名程度の利用状況でございます。

(3) 児童生徒の状況把握につきましては、3月5日に発出いたしました保護者宛て文書において、保護者の皆様に、お子様の生活や様子について心配が生じた場合には学校への速やかな連絡をお願いしているとともに、学校からは、電話や必要に応じて家庭訪問を行ったり、教員が児童クラブに出向いたりなどして、子どもたちの状況把握に努めております。

(4) 児童クラブへの校庭開放につきましては、休業期間中の児童クラブの開所に伴い、クラブに対し学校の校庭開放を行っているところでございます。

(5) 学校給食につきましては、小学校及び白浜養護学校では3月分の給食費を徴収しないこととし、中学校では、3月分の支払済み分を全額保護者へ返還することといたしました。

(6) 教職員の出勤対応等についてでございますが、発熱等の風邪症状が見られる場合には休むよう指導しているとともに、通勤時の感染リスクを軽減するために、時差出勤や公共交通機関を利用している職員の通勤方法の変更を認める特例措置を実施しております。また、職員本人及び親族等に発熱等の風邪症状が見られる場合や、子の看護等により勤務が難しい場合は、特別休暇の取扱いとしております。

最後に、3 今後の対応についてでございますが、現状におきましては、3月25日までは休校措置を継続することといたしますが、休校措置明けの春休み期間以降については、さまざま感染症対策を講じた上で学校を再開していく方向でございます。3月26日以降は小学校において校庭を開放していくとともに、中学校の部活動についても、活動回数や人数を制限する中での実施を考えております。

また、4月からは平常どおり課業し、4月6日の始業式・入学式につきましても、規模や時間を縮小して実施する予定でございます。なお、授業参観や保護者懇談会、家庭訪問、遠足等、通常、4月に行っている行事の扱いについては、今後検討してまいります。3月19日に予定されております国からの方針や、今後の本市における市中感染の状況によって、対応を変更する場合がございます。いずれにいたしましても、子どもたちの健康と安全を第一に考え、柔軟に対応してまいりたいと考えております。教育部における新型コロナウイルス感染症の対応につきましては以上でございます。

神原生涯学習部長 続きます。生涯学習部関係のご報告をいたします。(議案書参照)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る社会教育施設及び生涯学習所管施設の対応状況について、上の表は「休館等」を行っている施設、下の表は「通常利用施設等」となります。最初に「休館等」ですが、3月2日の教育委員会臨時会以降の対応について、下線で表示しておりますところを中心にご説明いたします。

1番の「市民センター・公民館」につきましては、3月31日まで事業縮小ということで、貸室・共用スペースの利用の休止、窓口対応のみの実施、併設しております市民図書室については、予約貸出・返却対応のみの実施となっております。2番の「Fプレイス」も同様の措置をしておりますが、こちらは労働会館が併設しておりますので、労働会館のスペースについても同様の措置を取り、指定管理者が行っている「総合案内窓口」については、時間を午後7時までとしております。なお、Fプレイス内にあります生涯学習推進活動室については、施設は閉鎖し、電話対応のみ実施をしております。4番の「ODAKYU 湘南 GATE 内にあります「市民ギャラリー常設展示室」につきましては、休止をしております。6番の「ふじさわ宿交流館」も事業縮小ということで、指定管理者が行う事業の窓口対応のみ実施しております。7番の「アートスペース」は、全館休止になっております。9番から13番の「スポーツ施設」については、窓口対応のみ残して他は全部閉館しております。16番から18番の「総合市民図書館と図書室」関係については、予約貸出・返却のみの対応をしております。

その他の閲覧席、書架の出入りはすべて休止をしております。通常利用の施設については、記載のとおりですので、後ほどご確認いただきたいと思います。

なお、この休館縮小の措置について、市民の皆様・各利用者にはこの旨の電話連絡、郵送での連絡等の実施をしております。その中で特に混乱というのは現在のところ生じていないと認識しております。今後につきましては、教育部と同様、3月19日に予定されております国の方針、それに伴う市の方針に従って対応を変更する場合がございますので、よろしくお願いいたします。

平岩教育長 教育部及び生涯学習部の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

大津委員 3点ほど確認いたします。1点目は、休校期間中の生徒の過ごし方についてはどういう指導をされているのか。昨今ですと、公園でかなり見かけたり、路上で結構見かけたりするので、過ごし方というのを学校ごとに定めているのか、教育委員会として一律に規定しているのかどうかを知りたいと思います。

2点目は、休校期間中の先生の児童クラブへの応援体制といったものについて、藤沢市は取り組んでいるのかどうか。

3点目は、生涯学習部につきまして、休館とか縮小という感じで事業が行われていると思うが、そこに勤務する職員、臨時職員等がいる場合、例えば解雇してしまったとか、どのような対応を取っているのか、教えていただきたいと思います。

窪島教育指導課長 1点目の休校期間中の指導ですが、3月5日の休校期間に入るときに、教育委員会から保護者、児童生徒あてに文書を出しまして、その中で「人ごみ等は避けるように」というふうなことを連絡しております。それから後に文部科学省から、「外に出て、体を動かすことについては問題なし」というふうな話が出ておりますので、それに関してはよろしいのかなと我々の方では考えております。

佐藤教育部参事 2点目の教員の応援体制という部分につきましては、市内にございます児童クラブに、青少年課とともに伺いまして、開設のお礼方々、その必要性について照会をさせていただきました。そういうところは利用者が通常の半数以下ということであったため、クラブの職員で十分対応は可能ということで、今のところ応援等はしておりませんが、何か必要があれば声をかけてくださいということをお願いしているところです。

齋藤生涯学習部参事 生涯学習施設の休館に伴う職員の対応ということにつきましては、今、年度末ということもございますので、業務の整理、また、次年度に向

けての準備等もしていただいております。また、施設を管理しているというところもございますので、いつでも開けられるための維持管理というところで対応していただいておりますので、この時点で臨時職員等の解雇等の状況はございません。

市村委員 54 ページの(4)「児童クラブへの校庭開放」と「3 今後の対応について」の(1)「学校校庭開放」についてですが、現在は児童クラブへ開放しているだけであって、通っているお子さんのみが校庭を利用しているのか、もしくは他の児童生徒も校庭を利用することは可能となっているのかという点と、今後の対応の(1)に「3月26日より小学校の校庭を開放」とありますが、これは日ごろからスポーツ団体等で利用するために開放しているという認識ですが、現在はスポーツ団体等の利用は休止になっていて、それが3月26日から開放するという認識でよろしいのかどうかの確認です。

窪島教育指導課長 まず1点目の児童クラブの部分ですけれども、現在は児童クラブにのみ校庭を開放しているところです。ただ、一部、特別支援学級に所属している子どもたちで、学校を居場所としている子どもたちが、時間によって外へ出ることもあると聞いております。

それから2点目の3月26日からの部分ですけれども、通常の平日におきましては、学校の子どもたちへもというふうに考えております。

神原生涯学習部長 2点目のスポーツ団体等の校庭の利用ですが、教育委員会の対応としては、通常の平日の対応ということですので、生涯学習部の事業として行っております学校開放事業については、3月31日までは休止ということになっておりますので、学校ができる状態であっても、そういった団体の利用は3月31日までは当面しないということです。それ以降については、今後の状況にもよりますが、教育活動が落ち着いた段階で社会教育団体とか、地域団体の利用の再開を考えていきたいと思っています。

市村委員 そうすると、現在は児童クラブ、特別学級のお子さんのみが校庭を利用できて、それが25日までで、26日からは他の児童も利用ができる、スポーツ団体は3月31日までは利用ができないということでしょうか。

神原生涯学習部長 はい、ご認識のとおりです。

平岩教育長 1つだけ、補足いたしますと、3月25日に修了式がございますので、その日に児童の皆さんにはお知らせをする予定となっております。

他にありませんか。

ないようですので、報告を終了といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 以上で、本日、予定しておりました審議する案件は、すべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から本日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。

木原委員

私は2月21日に文部科学省で開催された「令和元年度市町村教育委員研究協議会」に参加してまいりました。これについて報告をさせていただきます。

この目的は、教育及び教育行政全般について市町村教育委員会委員の理解を深め、教育委員会運営の活性化に資するというもので、初めに、「初等中等教育政策の動向について」、文部科学省初等中等教育局企画課長から、以下の説明がありました。「新しい時代の初等中等教育について」、ICTについては、すべての授業で1人1台の環境で、デジタルコンテンツをフル活用し、今まで自治体によっては予算が他のことに使われてきたところなども責任を持って、子どもたちにこの環境を届けることが求められていること。いじめについては、いじめはあるものとの認識に立つこと、不登校イコールよくないではなく、不登校児童生徒に対する適切な支援が求められること。地域と学校の連携・協働については、コミュニティスクールなどの導入によって、災害時にもスムーズな避難所運営につながるなどの副産物もあること。学校における働き方改革については、今、企業では超過勤務（上限45時間）は常識となっていますが、まず、タイムカードやICカードの導入も含めて進めることが求められること、学校及び教師が担う業務の明確化、適正化については、文部科学省における取組として学校がすべきこと、教師がすべきこと、教師以外がすべきこと、また、学校がしなくてもよいこと、これを仕分けること。教育の情報化については、GIGAスクール構想の実現・ロードマップや児童生徒1人1台コンピュータの実現を見据えたパッケージのことなどが説明されました。

その後、5つの分科会に分かれまして、私が参加した「いじめ対策・不登校支援・児童虐待対応」については、グループワークでPTA関係者、教育行政に携わってこられた方などとともに、それぞれの地域での取組について話し合いました。大変有意義な時間となり、今後の教育委員としての活動に活かしていきたいと思っております。参加させていただき、まことにありがとうございました。

平岩教育長

木原委員には「市町村教育委員研究協議会」にご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、ご報告いただき、ありがとうございます。今後活かしていただけたらと思っております。

ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、次回の会議の期日を決めたいと思います。4月

22日（水）午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎3階 3-3会議室において開催ということでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、次回の会議は4月22日（水）午後3時から、場所は本庁舎3階 3-3会議室にて開催といたします。

なお、先月に開催しました2月定例会については、審議する案件のすべてが非公開となることが事前に見込まれましたので、ホームページ上の教育委員会会議のお知らせページにおいて、その旨をあらかじめ周知し、開催をいたしました。今後につきましても、審議する案件等の日程については、会議の前日までにホームページ上で公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、閉会といたします。

午後5時50分 閉会